○防衛省令第十三号

防衛省組織令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百十九号）の施行に伴い、及び自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第二十条第四項の規定に基づき、地方総監部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月十八日

防衛大臣　中谷　元

地方総監部組織規則の一部を改正する省令

地方総監部組織規則（昭和四十五年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「予備自衛官」の下に「及び予備自衛官補」を加える。

附　則

この省令は、防衛省組織令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百十九号）の施行の日から施行する。